

災害発生時の支援制度一覧（学生支援課所掌）

番号	カテゴリー	制度名	対象者	申請方法	申請書類	本制度担当窓口	備考
1	奨学金	日本学生支援機構奨学金 【貸与】緊急採用・応急採用 【給付】家計急変採用	火災・風水害等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学金が必要となったと認められ、家計急変の事由が発生してから緊急採用・応急採用：12か月以内、家計急変採用：3か月以内である者。	奨学金担当窓口 に申請書類提出	日本学生支援機構奨学金 申請書類・被災(罹災)証明書	各キャンパス奨学金担当： (朝倉キャンパス) 学生支援課奨学金担当 電話番号 088-844-8565、8095 (岡豊キャンパス) 学生課学生支援係 電話番号 088-880-2268 (物部キャンパス) 物部総務課学務室 電話番号 088-864-5116	災害にあわれた場合には、担当窓口まで連絡して下さい。
2	奨学金	JASSO災害支援金	自然災害や火災などにより、学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含みます）以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いたなどの被害を受けた学生に対し支給（支援金10万円：返還不要）する。申請期限は災害発生の翌月から6か月以内。 ＊入学前及び休学中に発生した災害については申請対象外。	奨学金担当窓口 に申請書類提出	JASSO支援災害金申請書 及び・被災(罹災)証明書	各キャンパス奨学金担当： (朝倉キャンパス) 学生支援課奨学金担当 電話番号 088-844-8565、8095 (岡豊キャンパス) 学生課学生支援係 電話番号 088-880-2268 (物部キャンパス) 物部総務課学務室 電話番号 088-864-5116	
3	奨学金	高知大学修学支援基金奨学金	申請前6ヶ月以内（新入学者の場合は、入学前1年以内）に被災者については世帯の所得金額から別に定める「特別控除額」を控除する場合がある。	当奨学金申請期間に奨学金 担当窓口 に申請書類提出	当奨学金申請書類及び ○被災(罹災)証明書及び被害証明書（被害金額が記載されたもの） ○保険金・損害賠償金等の支払明細書（写）（支払いを受けた金額・年月日が記載されたもの） ○修理費等の領収書（写）	各キャンパス奨学金担当： (朝倉キャンパス) 学生支援課奨学金担当 電話番号 088-844-8565 (岡豊キャンパス) 学生課学生支援係 電話番号 088-880-2268 (物部キャンパス) 物部総務課学務室 電話番号 088-864-5116	
4	奨学金	日本学生支援機構奨学金減額返還制度	日本学生支援機構奨学金を返還中及び返還予定者	適用希望月の前月末までに日本学生支援機構に相談の上、機構へ書類を郵送	奨学金減額返還願及び証明書（日本学生支援機構の指示による）	日本学生支援機構奨学金相談センター： 電話番号 0570-666-301	高知大学在学中であれば、「在学届」提出による返還猶予制度もあります。その場合は大学の奨学金担当窓口にご相談してください。
5	奨学金	日本学生支援機構奨学金返還期限猶予制度	日本学生支援機構奨学金を返還中及び返還予定者	適用希望月の前月末までに日本学生支援機構に相談の上、機構へ書類を郵送	奨学金返還期限猶予願及び証明書（日本学生支援機構の指示による）	日本学生支援機構奨学金相談センター： 電話番号 0570-666-301	高知大学在学中であれば、「在学届」提出による返還猶予制度もあります。その場合は大学の奨学金担当窓口にご相談してください。
6	授業料免除	授業料免除及び徴収猶予制度	火災・風水害等の災害等により家計が急変し、授業料の納付が著しく困難であると認められ、家計急変の事由が発生してから6か月以内である者。	第1学期・第2学期の申請 期限日までに書類提出	授業料免除及び徴収猶予 申請書類一式 罹災証明書（全壊・半壊）	高知大学学生支援課経済支援係 電話番号 088-844-8146	災害にあわれた場合には、担当窓口まで連絡して下さい。
7	その他	上記以外に関すること	被災学生	—	—	高知大学学生支援課学生何でも相談室 電話番号 088-888-8010 E-mail gsoudan@kochi-u.ac.jp	

（留意事項）上記の経済支援制度につきましては、別途申請条件、書類の提出が必要な場合等がありますので詳細は担当窓口で確認してください。